○沖縄総合事務局告示第三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月十九日

沖縄総合事務局長　河合　正保

五十八号	路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
沖縄県国頭郡村字謝敷字地原三番一まで	沖縄県国頭郡村字佐手百兼久原六九五番一から同村字謝敷字地原三番一まで	平成二十五年七月十九日	沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年七月十九日

○沖縄総合事務局告示第三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月十九日

沖縄総合事務局長　河合　正保

五十八号	路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
沖縄県国頭郡村字嘉座津武原二〇五番一まで	沖縄県国頭郡村字嘉座津武原一一七四番一から同	平成二十五年七月十九日	沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年七月十九日

○沖縄総合事務局告示第四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月十九日

沖縄総合事務局長　河合　正保

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十一号

(三)　道路の区域

区間	後前／変更別	敷地の幅員	延長
南城市佐敷字津波古垣元原五四八番一地内	後前	一一・七メートル 六・五〇メートル	〇・〇キロメートル 八八メートル
	後	一一・七メートル 〇・〇メートル	〇・〇二メートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１１７１号

横浜市都筑区川和町1743番地２

債務者　平柳びおら

1　決定年月日時　平成25年７月４日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　大和田治樹

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月24日午後１時40分

5　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで

横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１７２号

横浜市港北区新吉田町3359番地８

債務者　平柳　和之

1　決定年月日時　平成25年７月４日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　大和田治樹

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月24日午後１時40分

5　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで

横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６３号

兵庫県尼崎市大庄西町２丁目18番15号

債務者　力武　真二

1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　久米　知之

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月４日午前10時

5　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２６４号

兵庫県尼崎市大庄西町２丁目18番15号

債務者　力武多英子

1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　久米　知之

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月４日午前10時

5　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２９８号

札幌市清田区清田５条１丁目５番18号　小岩方

債務者　齋藤　辰夫

1　決定年月日時　平成25年７月４日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　本間　裕美

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月１日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２９５号

さいたま市緑区宮本１丁目７番地30

債務者　三輪　英史

1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　野崎　　正

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午前11時

5　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで

さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４２６号

埼玉県川口市上青木１丁目３番36―205号

ハイストンハイツ

債務者　石川　義徳

1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　田村　義明

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午前10時45分

5　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで

さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６９９号

埼玉県川口市安行出羽５丁目８番５号　出羽ロイヤルコーポＡ―101

債務者　小沼　良一

1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　櫻井　雄一

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午後３時

5　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで

さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７００号

埼玉県川口市安行出羽５丁目８番５号　出羽ロイヤルコーポＡ―101

債務者　小沼喜美江

1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　櫻井　雄一

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午後３時

5　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで

さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１７２号

奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地12―501

債務者　西山　隆夫

1　決定年月日時　平成25年７月４日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　福嶋　伸一

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午後１時20分

5　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで

奈良地方裁判所葛城支部破産係